

## 令和8年度第6回黒塩地区廃棄物最終処分場環境対策協議会 会議録

- 日時 令和8年8月4日（火） 18:30～:20:05
- 場所 黒川町コミュニティセンター 研修室
- 出席委員 黒川町10名 牧島地区10名
- 顧問 2名（市議）、調整 2名（コミセン長）
- 伊万里市 市民共生部長、環境政策課長、リサイクル推進係長
- 事業者 代表取締役、取締役

### 1. 開会

事務局：伊万里ケーブルテレビからの収録等の申し入れがあり、許可している。

### 2. 会長挨拶

今回も環境保全協定(案)についての協議となるため引き続きご協力いただくようお願いしたい。

### 3. 視察報告

委員：1日目に中間処理施設を見学したが印象としては、中間処理がとても大事であると感じた。中間処理がしっかりされていれば、最終処分場に持って行かれても、しっかりと処分がなされていることが確認できた。2日目の和歌山県にある最終処分場では、見渡す限り山に囲まれた状況の中でしっかりと処分がなされていることが分かった。現地に行ってみてとても良かったと感じた。

委員：水質管理について、現地にTDS測定装置（水中に溶け込むミネラル分や塩分の量を数値化して測る機器）を持参して放流水の数値を測らせてもらった結果、和泉のリサイクルセンターの放流水の数値が485ppmと有田川の海域の数値と変わらない値であった。ただ、現在、黒塩地区を流れる2つの河川の数値は80ppmと282ppmであり、和泉と同レベルの水質では伊万里湾は汚れることになる。このため、TDSの排水基準値については国の方では定められていないが、この協定書の中で排水のTDS値が100ppmを下回るように定めてもらいたい。

### 4. 協議事項

※委員Aから資料1に沿って、環境保全協定(案)への提案内容について説明あり。

環境保全協定(案)への質疑について

【質疑応答】

委員：第2条第3項の内容については、第6項と第7項の中でも謳ってある。また、第8項の内容については第2項とダブっている。このため、第3項と第8項は削除してもよいのではないか。第2項の記述で佐賀県の「確認」を受けるとなっているが「承認」の方が良いのでは。

事務局：廃掃法では「確認」という文言になっている。

事業者：提案中の「廃棄物の搬入区域」について、これまで住民説明会の中では佐賀県内を中心として、九州と山口県くらいまでが想定できる旨の説明をしてきた。また、委員からの質問に対しても搬入区域は近隣エリアになるのではないかと説明してきている。その理由としては、廃棄物の処分費用には廃棄物の運搬費用も含まれるため、市場の原理としてわざわざ遠くから廃棄物を持ってくることはあり得ないので近隣エリアと説明している。一方、一企業として安定した経営を行っていくためには、一定量の廃棄物を確保することは必須要件となっているが、仮に何らかの理由で佐賀県内での工事件数等が極端に減って廃棄物の量が少なくなった場合には、搬入エリアを広げる必要が出てくるし、逆に佐賀県内での廃棄物の量が多くなった場合には搬入を県内に限定することも考えられる。いずれにしても20年という長いスパンで物事を考える必要があるので搬入区域を制限することについては控えていただきたい。仮に、施設稼働後に不都合が生じた場合には、提案があっている連絡協議会の中で協議することも可能と考える。なお、佐賀県外から廃棄物を搬入する際には、必ず佐賀県への手続が必要となるので、事業者が勝手に廃棄物を持ち込むことはない。

会長：委員からの提案について、全体の賛否を問います。

「第2条(定義)」の提案については、第2項と第8項を削除すること以外は、提案どおり採用することで良いか。

(異議なし)

会長：「連絡協議会の設置」についても事務局での文言の調整は必要だと考えるが、提案どおりの趣旨でよいか。

(異議なし)

会長：「廃棄物の搬入区域」については、事業者が説明内容どおり履行してもらうことを前提に協定書には記載しないことでよいか。

(異議なし)

会長：関連する「環境保全対策」「地下水汚染対策」、「環境保全等への協力」の提案について、文言の調整は必要だが、採用することで良いか。

委員：伊万里湾の水質汚染による風評被害防止対策として、事業者には、今流れている河川の水と同じ水質まで浄化して流してもらわなければ困るので、協定書の第6条の中で、「・・・伊万里湾への環境負荷の低減

に努めるものとする。」の後に、「少なくとも、排水水は TDS の値が 100 ppm を下回る水質に浄化すること」と明記した方が良いのではないか。事業者は、これに対応できる技術を持っておられるので是非対応していただきたい。

事務局：排水基準については、今後、樋口先生に助言を求めることとしているが、その中で TDS の値についても、排水の汚染度の目安として適当であるのかも含めて確認したい。

会 長：TDS の値の件については次回以降に持ち越すとして、それ以外の関連する「環境保全対策」「地下水汚染対策」、「環境保全等への協力」の提案について、文言の調整は必要だが、採用することで良いか。  
(異議なし)

※委員 B から資料 1 に沿って、環境保全協定(案)への提案内容について説明

**【質疑応答】**

事務局：処分場の外観対策について、委員からは「植樹する」ことが決まった旨の発言があったが、これまでの協議の中では「植樹などによる対策を講じる」としている。また、跡地の管理については、事業者で行われるので、市が管理することは考えていない。次の、事故発生や異常発生が 2 度続いた場合は操業停止する旨の取り決めについては、事故や異常の具体的な定義が難しいことや「2 度続いたら」の 2 度の根拠を明確にする必要があると考える。また、廃掃法の中で改善命令や許可取り消しの基準も定められているので、これを超える基準を根拠もなく独自に定めることは困難と考えている。

※委員 B からの提案については、事務局説明の内容で了承される。

## **5. 今後のスケジュール**

**【次回日程の提案】**

日時：令和 8 年 8 月 18 日(火) 18 時 30 分から

場所：黒川コミュニティセンター

## **6. 閉会**